毎週火・金曜日発行

北海道公報

発行　北海道（総務部法制文書課）
電話　011－231－4111（内線 22-264）
FAX　011－232－1385
印刷　富士プリント㈱

捨てないで　缶とあなたの道徳心

目　　次　　ページ

条　　例

○市町村の廃置分合に伴う関係条例の整理に関する条例……（法制文書課）　31

規　　則

○北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則
……（行財政改革推進室）　32

告　　示

○有害興行の指定……（生活文化・青少年室）　35
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……（治山課）　35
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……（治山課）　35
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……（治山課）　36
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……（治山課）　36
○道路の区域の変更及び供用の開始……（道路整備課）　37

道地方労働委員会告示

○北海道地方労働委員会あっせん員候補者……　37

条　　例

市町村の廃置分合に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成16年11月26日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道条例第98号

市町村の廃置分合に伴う関係条例の整理に関する条例

（北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第１条　北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第６号）の一部を次のように改正する。

別表第３中「七飯町　南茅部町」を「七飯町」に改める。

（北海道児童相談所設置条例の一部改正）

第２条　北海道児童相談所設置条例（昭和23年北海道条例第32号）の一部を次のように改正する。

表北海道函館児童相談所の項中「七飯町　戸井町　恵山町　椴法華村　南茅部町」を「七飯町」に改める。

（北海道保健所条例の一部改正）

第３条　北海道保健所条例（昭和23年北海道条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表北海道渡島保健所の項中「七飯町　戸井町　恵山町　椴法華村　南茅部町」を「七飯町」に改める。

（北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第４条　北海道経済部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第２中「七飯町　戸井町　恵山町　椴法華村　南茅部町」を「七飯町」に改める。

（北海道地域農業改良普及センター条例の一部改正）

第５条　北海道地域農業改良普及センター条例（昭和33年北海道条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表渡島支庁渡島中部地区農業改良普及センターの項中「七飯町　戸井町　恵山町　椴法華村　南茅部町」を「七飯町」に改める。

（北海道家畜保健衛生所条例の一部改正）

第６条　北海道家畜保健衛生所条例（昭和25年北海道条例第92号）の一部を次のように改正する。

別表北海道渡島家畜保健衛生所の項中「、戸井町、恵山町、椴法華村、南茅部町」を削る。

（北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第７条　北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表中「上磯町　戸井町　恵山町　南茅部町」を「上磯町」に改める。

（北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第８条　北海道建設部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第２中「上磯町　南茅部町」を「上磯町」に改める。

（北海道立学校条例の一部改正）

第９条　北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「

北海道函館稜北高等学校	函館市

」を「

北海道函館稜北高等学校	函館市
北海道戸井高等学校	函館市
北海道南茅部高等学校	函館市

」に、「

北海道七飯高等学校
北海道戸井高等学校

	亀田郡七飯町
	亀田郡戸井町

」を「

北海道七飯高等学校	亀田郡七飯町

」に、「

北海道木古内高等学校	上磯郡木古内町
北海道南茅部高等学校	茅部郡南茅部町

」を「

北海道木古内高等学校	上磯郡木古内町

」に改める。

附　則

この条例は、平成16年12月１日から施行する。

規　　則

北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成16年11月26日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道規則第125号

北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年北海道条例第89号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（公募等）

第２条　知事は、条例第２条第１項本文の規定による公募をするときは、次に掲げる方法により同項各号に掲げる事項を明示するものとする。

(1)　インターネットの利用

(2)　本庁の庁舎若しくは支庁の庁舎又は公募の対象となる道が設置した地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条第１項に規定する公の施設（以下「公の施設」という。）における資料の配布

(3)　前２号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

２　条例第２条第１項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1)　条例第２条第１項本文の規定による公募をした場合であって、次に掲げる場合

ア　条例第３条の規定による申請がなかった場合

イ　条例第４条の規定による審査の結果、同条各号に掲げる選定の基準に適合する団体がなかった場合

ウ　条例第４条の規定により指定管理者の候補者として選定した団体を指定することが不可能となり、又は指定することが著しく不適当と認められる事情が生じた場合

(2)　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第４項に規定する選定事業によりその全部又は一部を整備した公の施設について、同条第５項に規定する選定事業者に、当該公の施設の管理を行わせようとする場合

(3)　道が設置する公の施設に隣接し、又は近接して、市町村又は法第284条第１項に規定する地方公共団体の組合（以下「市町村等」という。）が設置し、かつ、当該市町村等又は他の市町村等が管理する施設がある場合であって、当該市町村等又は他の市町村等がこれらの施設を一体的に管理することにより道が設置する公の施設に係る効率的な管理又は利用者の利便の向上が図られると認められる場合

３　条例第２条第１項第３号の申請期間は、公募を開始する日から起算して40日以上としなければならない。ただし、同項ただし書の場合は、この限りでない。

４　条例第２条第１項第６号の知事が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)　道が指定管理者に支払うべき管理の費用の基準となる額

(2)　指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

(3)　法第244条の２第８項に規定する利用料金に関する事項（同項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合に限る。第９条第６号において同じ。）

(4)　条例第３条各号に掲げる書類の具体的内容

(5) 第11条第１項に規定する管理の目標
(6) その他知事が必要と認める事項

（申請）

第３条 条例第３条の規定による申請は、別記第１号様式により行うものとする。

２ 条例第３条第５号の知事が定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 定款、寄附行為、規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を示す書類
(2) 法人にあっては、当該法人の登記簿の謄本
(3) その他知事が必要と認める書類

（審査）

第４条 知事は、条例第４条の規定による審査を行うに当たっては、公の施設ごとに同条各号に掲げる基準に基づき具体的な審査の項目を定めるものとする。

（欠格事項）

第５条 知事は、条例第４条に規定する申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請者を指定管理者の候補者として選定し、又は指定管理者として指定してはならない。

(1) 当該団体の責めに帰すべき事由により道又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から４年を経過しない団体
(2) 当該団体の役員（法人でない団体にあっては、当該団体の代表者）のうち次のいずれかに該当する者がある団体
　ア 公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する能力を有しない者
　イ 破産者で復権を得ないもの
　ウ 道における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者
(3) 破産宣告を受けた法人又は清算法人
(4) 次に掲げる者が、取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準ずる者の地位にある法人
　ア 道の知事
　イ 道議会の議員

（学識経験者からの意見の聴取）

第６条 知事は、条例第５条の規定により学識経験を有する者の意見を聴くときは、２人以上の学識経験を有する者（条例第４条に規定する申請者と利害関係を有しない者に限る。）の意見を聴かなければならない。

（指定管理者の指定に係る公表）

第７条 条例第７条第２項又は条例第12条第３項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。この場合において、第２号の方法により条例第７条第２項の規定による公表をするときは、条例第４条の規定による審査の経過及び選定の結果についても公表するものとする。

(1) 当該公の施設における掲示
(2) インターネットの利用
(3) 前２号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

（変更事項の届出）

第８条 指定管理者は、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地に変更があったときは、別記第２号様式により、遅滞なく、知事に届け出なければならない。

（協定の締結）

第９条 条例第８条第４号の知事が定める事項は、次のとおりとする。

(1) 再委託の禁止等に関する事項
(2) 関係法令等の遵守に関する事項
(3) 事故発生時の報告等に関する事項
(4) 公の施設の維持補修に係る責任の分担及び公の施設の管理に伴い取得した物品等に関する事項
(5) 管理の業務に係る経理の区分並びに帳簿等の整備及び保管に関する事項
(6) 利用料金に関する事項
(7) 第11条第１項に規定する管理の目標に関する事項
(8) 北海道行政手続条例（平成７年北海道条例第19号）第13条の規定により指定管理者が行う意見陳述のための手続に関する事項
(9) その他知事が必要と認める事項

（事業報告書の提出）

第10条 指定管理者は、法第244条の２第７項の事業報告書（以下「事業報告書」という。）を毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において条例第12条第２項の規定により指定を取り消されたときは、指定を取り消された日から起算して30日以内に、同日までの事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(1) 管理に係る業務の実施状況及び当該公の施設の利用状況に関する事項
(2) 使用料又は利用料金の収入の実績に関する事項
(3) 管理に係る経費の収支状況に関する事項
(4) 次条第１項に規定する管理の目標に係る達成状況に関する事項
(5) その他知事が必要と認める事項

２ 前項の事業報告書の様式は、別記第３号様式とする。

３ 知事は、第１項の事業報告書の提出を受けたときは、同項各号の事項について審査し、必要な指示等を行うものとする。

（管理の目標）

第11条　知事は、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、当該公の施設の設置の目的を効果的に達成するため、指定管理者が当該指定期間に管理に係る業務を通じて住民に提供すべきサービスその他の業務の質の向上に関する目標（以下「管理の目標」という。）を定めなければならない。

2　知事は、条例第４条の規定により選定を行うときは、同条第２号の基準に基づき、申請者の業務計画書の内容が、管理の目標を達成するために適切かつ効果的なものであるかどうかを審査するものとする。

3　知事は、指定管理者に管理を行わせる公の施設ごとに、管理の目標に係る達成状況に関する事項について把握し、定期にこれを公表するとともに、指定管理者がその管理する公の施設に係る管理の目標を円滑に達成できるよう、指定管理者に対する指示等を行うものとする。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（北海道行政手続条例施行規則の一部改正）

2　北海道行政手続条例施行規則（平成７年北海道規則第67号）の一部を次のように改正する。

第３条を次のように改める。

（職員以外に聴聞を主宰することができる者）

第３条　条例第19条第１項の規則で定める者は、次の各号に掲げる聴聞の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1)　条例等に基づき審査会その他の合議制の機関の答申を受けて行うこととされている処分に係る聴聞　当該合議制の機関の構成員

(2)　地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第１項に規定する公の施設に係る指定管理者（同法第244条の２第３項に規定する指定管理者をいう。）が行うこととされている処分に係る聴聞　知事が別に定める者

別記第１号様式（第３条関係）

指定管理者指定申請書

年　月　日

北海道知事　様

申請者　主たる事務所の所在地
名　　称
代表者職氏名　　印
電 話 番 号

北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第３条の規定により、次のとおり指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1　公の施設の名称

2　公の施設の所在地

添付書類

1　申請資格を有していることを証する書類
2　業務計画書
3　収支計画書
4　申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度の申請者に関する事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録その他財務の状況を明らかにする書類
5　定款、寄附行為、規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を明らかにする書類
6　法人にあっては、登記簿の謄本
7　その他知事が指定する書類

（日本工業規格　Ａ４）

別記第２号様式（第８条関係）

変　更　届　出　書

年　月　日

北海道知事　様

申請者　主たる事務所の所在地
名　　称
代表者職氏名　　印
電 話 番 号

次のとおり変更したので、北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第８条の規定により、届け出ます。

記

管理を行っている施設の名称		
変　更　の　内　容	変更前	
	変更後	

変　更　年　月　日	年　月　日

注　登記簿謄本等変更を証する書類を添付すること。

（日本工業規格　Ａ４）

別記第３号様式（第10条関係）

事　業　報　告　書

年　月　日

北海道知事　様

申請者　主たる事務所の所在地
名　　称
代表者職氏名　　印
電 話 番 号

北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第10条の規定により、次のとおり　　年度事業報告書を提出します。

記

1　公の施設の名称
2　管理に係る業務の実施状況及び当該公の施設の利用状況に関する事項
3　使用料又は利用料金の収入の実績に関する事項
4　管理に係る経費の収支状況に関する事項
5　管理の目標の達成状況に関する事項
6　その他知事が必要と認める事項

注　記載事項を欄内に記入できないときは、別紙に記載し、添付すること。

（日本工業規格　Ａ４）

告　　示

北海道告示第943号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第４条第１項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成16年11月26日

北海道知事　高　橋　はるみ

興行の種別	興行の題名	制作会社又は配給会社	指定の範囲	指定の理由
映　画	ラブホテル　朝まで生だし	オーピー映画	全　部	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため
同	マダムレズ　擦〈こす〉りあう快感	新日本映像		
同	和風旅館のロシア女将　女体盛り	同		
同	肌の隙間	新東宝映画		
同	女探偵　おねだり七変化	オーピー映画		

北海道告示第944号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成16年11月26日

北海道知事　高　橋　はるみ

1(1)　解除予定保安林の所在場所　　目梨郡羅臼町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2)　保安林として指定された目的　　土砂の崩壊の防備
(3)　解　除　の　理　由　　道路用地とするため

2(1)　解除予定保安林の所在場所　　沙流郡平取町字幌毛志４の１（次の図に示す部分に限る。）
(2)　保安林として指定された目的　　土砂の流出の防備
(3)　解　除　の　理　由　　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第945号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の２の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成16年11月26日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　指定施業要件変更予定保安林の所在場所　　樺戸郡月形町892の１（次の図に示す部分に限る。）
2　保安林として指定された目的　　公衆の保健
3　変更後の指定施業要件
(1)　立木の伐採の方法

ア　主伐は、択伐による。
イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道空知支庁経済部林務課及び月形町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第946号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の２の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成16年11月26日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　白老郡白老町字竹浦450の１
2　保安林として指定された目的　水源のかん養
3　変更後の指定施業要件
(1)　立木の伐採の方法
ア　主伐は、択伐による。
イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道胆振支庁経済部林務課及び白老町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第947号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の３において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成16年11月26日

北海道知事　高　橋　はるみ

1(1)　指定施業要件変更予定保安林の所在場所　樺戸郡月形町892の１・字ポンベツ703の１（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）、703の４、1518の１、1518の２、1518の８
(2)　保安林として指定された目的　水源のかん養
(3)　変更後の指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
(ア)　次の森林については、主伐は、択伐による。
892の１（次の図に示す部分に限る。）
(イ)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

2(1)　指定施業要件変更予定保安林の所在場所　樺戸郡新十津川町字トップ１の１・１の２・１の４・１の６・２の１・２の２・２の４（以上７筆について次の図に示す部分に限る。）、１の３、字花月526の２
(2)　保安林として指定された目的　水源のかん養
(3)　変更後の指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
(ア)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字トップ１の１・１の２・１の４・１の６・２の１・２の４（以上６筆について次の図に示す部分に限る。）、１の３
(イ)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

3(1)　指定施業要件変更予定保安林の所在場所　樺戸郡新十津川町字トップ２の３
(2)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(3)　変更後の指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
(ア)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所　勇払郡穂別町字稲里553の１・553の49（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字稲里553の１・553の49（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第948号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第２項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成16年11月26日

北海道知事　高　橋　はるみ

1 道路の種類　道道

2 道路の路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所	区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
函館南茅部線 北海道函館土木現業所	函館市西旭岡町２丁目364番12地先から函館市旭岡町19番７地先まで	前	19.09mから51.83mまで	428.61m	―
		後	19.09mから43.54mまで	428.61m	―
京極定山渓線 北海道小樽土木現業所	虻田郡京極町字春日国有林後志森林管理署71林班イ小班地先から虻田郡京極町字春日国有林後志森林管理署99林班は小班地先まで	前	10.00mから38.00mまで	1,828.69m	―
	虻田郡京極町字春日国有林後志森林管理署71林班イ小班地先から虻田郡京極町字春日国有林後志森林管理署100林班わ小班地先まで	前	13.50mから82.50mまで	2,847.75m	―
		後	13.50mから82.50mまで	2,847.75m	―
愛別当麻旭川線 北海道旭川土木現業所	上川郡愛別町字愛別1125番２地先から上川郡愛別町字愛別1044番１地先まで	前	20.60mから24.00mまで	80.00m	―
		後	21.20mから112.50mまで	80.00m	―

道地方労働委員会告示

北海道地方労働委員会告示第１号

労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第４条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第１号）第68条に規定に基づき、北海道地方労働委員会あっせん員候補者を次のとおり公示する。

平成16年11月26日

北海道地方労働委員会会長　曽　根　理　之

氏名	現職	経歴	委嘱年月日
そ　ね まさゆき 曽　根　理　之	北海道地方労働委員会第36期会長 弁　護　士	北海道地方労働委員会第29期～第34期公益委員 第35期会長代理	平成16.11. 1
どうこうてつなり 道　幸　哲　也	北海道地方労働委員会第36期会長代理 北海道大学大学院法学研究科教授	北海道大学法学部教授 北海道地方労働委員会第25期～第35期公益委員	同
むらおか 村　岡　ひとみ	北海道地方労働委員会第36期公益委員 北海道武蔵女子短期大学教授	北海道武蔵女子短期大学助教授 北海道地方労働委員会第32期～第35期公益委員	同

はまだ やすゆき 濱　田　康　行	北海道地方労働委員会第36期公益委員 北海道大学大学院経済学研究科教授	北海道大学経済学部教授 北海道地方労働委員会第35期公益委員	平成16.11. 1
ふじた　みつお 藤　田　美津夫	北海道地方労働委員会第36期公益委員 弁　　護　　士	札幌弁護士会副会長 北海道地方労働委員会第33期～第35期公益委員	同
いしぐろまさと 石　黒　匡　人	北海道地方労働委員会第36期公益委員 小樽商科大学商学部教授	小樽商科大学商学部助教授 北海道地方労働委員会第34期～第35期公益委員	同
のぐちみきお 野　口　幹　夫	北海道地方労働委員会第36期公益委員 弁　　護　　士	北海道地方労働委員会第35期公益委員	同
といかわこういち 樋　川　恒　一	北海道地方労働委員会第36期公益委員 弁　　護　　士	北海道地方労働委員会第35期公益委員	同
もとひさよういち 本　久　洋　一	北海道地方労働委員会第36期公益委員 小樽商科大学商学部助教授	早稲田大学法学部助手	同
おりとりょうじ 折　戸　良　治	北海道地方労働委員会第36期労働者委員 北海道電力関連産業労働組合総連合会特別執行委員	全北海道電力労働組合執行委員長 北海道地方労働委員会第34期～第35期労働者委員	同
さとうこういち 佐　藤　公　一	北海道地方労働委員会第36期労働者委員 サービス・ツーリズム産業労働組合連合会北海道地方連合会事務局長	日本労働組合総連合会北海道連合会石狩地域協議会事務局長 北海道地方労働委員会第32期～第35期労働者委員	同
おおふねしゅういち 大　船　修　一	北海道地方労働委員会第36期労働者委員 日本製鋼所室蘭労働組合特別顧問	日本労働組合総連合会北海道連合会胆振地域協議会会長 北海道地方労働委員会第34期～第35期労働者委員	同
さとうこうじ 佐　藤　公　治	北海道地方労働委員会第36期労働者委員 日本私鉄労働組合総連合会北海道地方労働組合特別執行委員	日本私鉄労働組合総連合会北海道地方労働組合執行委員長 北海道地方労働委員会第35期労働者委員	同
むらかみ　かおる 村　上　　薫	北海道地方労働委員会第36期労働者委員 日本労働組合総連合会北海道連合会空知地域協議会特別執行委員	日本労働組合総連合会北海道連合会空知地域協議会事務局長 北海道地方労働委員会第35期労働者委員	同
たべ　とおる 田　部　　徹	北海道地方労働委員会第36期労働者委員 全日本自治団体労働組合北海道本部特別執行委員	北海道地方自治研究所常務理事	同
あきた　きみお 秋　田　喜美男	北海道地方労働委員会第36期労働者委員 全日本郵政労働組合北海道地方本部顧問	日本労働組合総連合会北海道連合会副会長 北海道地方労働委員会第32期～第35期労働者委員	同
もりすみお 森　　澄　男	北海道地方労働委員会第36期労働者委員 ＵＩゼンセン同盟北海道支部長	日本労働組合総連合会北海道連合会副会長	同
おぐら かなこ 小　倉　佳南子	北海道地方労働委員会第36期労働者委員 丸井今井労働組合中央副執行委員長	日本労働組合総連合会北海道連合会女性委員会幹事	同
おいえまさゆき 小　家　正　幸	北海道地方労働委員会第36期使用者委員 日通機工株式会社顧問	日本通運株式会社旭川支店長 北海道地方労働委員会第31期～第35期使用者委員	同
くりはらかつのり 栗　原　勝　憲	北海道地方労働委員会第36期使用者委員 北海道経営者協会専務理事	北海道経営者協会理事・事務局長 北海道地方労働委員会第34期～第35期使用者委員	同

すずき　たかし 鈴木　　孝	北海道地方労働委員会第36期使用者委員 鈴木労務事務所代表	北海道建設躯体工事業協同組合事務局長 北海道地方労働委員会第28期～第35期使用者委員	平成16.11. 1
たかさきあいこ 高崎愛子	北海道地方労働委員会第36期使用者委員 株式会社太平洋観光札幌相談役	株式会社太平洋観光札幌代表取締役社長 北海道地方労働委員会第31期～第35期使用者委員	同
ほうぼ　みのる 寳保　　稔	北海道地方労働委員会第36期使用者委員 合名会社総合プランニングアシスタント代表社員	函館経営者協会幹事会代表 北海道地方労働委員会第30期～第35期使用者委員	同
はしもとたかかず 橋本隆一	北海道地方労働委員会第36期使用者委員 豊平製鋼株式会社嘱託	豊平製鋼株式会社常勤監査役 北海道地方労働委員会第34期～第35期使用者委員	同
しめのかずお 示野一雄	北海道地方労働委員会第36期使用者委員 株式会社ホクブ代表取締役社長	北海鋼機株式会社常務取締役 北海道地方労働委員会第29～32、35期使用者委員	同
みちがみたかとし 道上隆敏	北海道地方労働委員会第36期使用者委員 北海道電力株式会社人事労務部部長	北海道電力株式会社小樽支店長 北海道地方労働委員会第35期使用者委員	同
はたやまかずゆき 畑山一之	北海道地方労働委員会第36期使用者委員 王子製紙株式会社苫小牧工場業務部長	王子製紙株式会社苫小牧工場業務副部長 北海道地方労働委員会第35期使用者委員	同
よこやまたけひこ 横山健彦	北海道地方労働委員会事務局長	北海道教育庁生涯学習部長	同　16. 4. 9
きむらけんいち 木村健一	北海道地方労働委員会事務局次長	北海道総務部北方領土対策本部副本部長	同　15. 6.13
ほんだきみお 本多公男	北海道地方労働委員会事務局総務課長	北海道出納局物品管理課長	同　16. 4. 9
たかはしよしなお 高橋良直	北海道地方労働委員会事務局審査課長	北海道人事委員会事務局任用課参事	同
おおつかまさひろ 大塚正弘	北海道地方労働委員会事務局調整課長	北海道農政部農地調整課長	同　14. 4.12
かたおかしんじ 片岡伸二	北海道地方労働委員会事務局参事（個別対策）	北海道農政部農地調整課主幹	同　15. 9.12

毎週火・金曜日発行
（購読料金（送料とも）は月額4,470円）
発　行　北　海　道
編　集　北海道総務部法制文書課
印　刷　富士プリント株式会社